



た、2040 問題として将来的には当市においても労働力不足が見込まれる中、部内間職員による臨時的な業務応援体制を確立することにより、行政運営の効率化を図り、もって市民サービスの向上及び職員の人財育成に資することを目的として導入するものです。

なお、業務性質や行政委員会の独立性等に鑑み、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局は本制度から除外しています。資料の左下の「制度運用上の留意点」を御覧ください。まず、対象外とする業務です。一つ目は「国又は東京都からの委託を受け実施する事務事業等で、人事異動により対応すべき業務」です。これまでは、新型コロナワクチンや臨時給付金等がありました。組織改正及び人事異動によって対応すべきと判断されるものは、今後も本制度によらず対応していきます。二つ目は「式典、イベント等の実施当日の業務及びそれに準じる業務」です。こちらは、従来から各部署で行われている単発的な業務応援は、本制度の対象から除き、従来の運用とします。次に応援期間ですが、制度の目的に鑑み、原則として2週間以上3月以内とします。次に超過勤務の扱いですが、応援先で応援職員の超過勤務が必要な場合は、応援先予算で対応するようお願いいたします。また、応援元においては、応援期間中の応援職員に対して超過勤務を命じないよう配慮をお願いいたします。次に業務システム関係（文書管理・財務会計・庶務事務）ですが、必要に応じて応援職員が応援先でも利用できるよう対応します。最後に庁議での庁内周知ですが、業務応援を行う場合は、所管部長より庁議で報告をお願いいたします。資料右側の「制度概要」のイメージ図を御覧ください。まず、業務応援を必要とする課長が所管部長に対して要請を行います。要請を受けた部長は、その必要があると認めた場合、所属部内の応援元課の選定やその他業務応援に必要な事項について職員課長と協議の上、承認し、応援元課長に対して業務応援を命令します。部長からの命令を受けた応援元課長は、応援職員を選定し、当該職員に業務応援の職に従事することを命令します。命令を受けた応援職員は、応援期間中、応援先の課長の業務命令を受け応援業務に従事します。以上の事務手続きは、全て庁内ワークフローを利用して行っていただきますが、対面での協議・調整は適時適切に行った上で利用をお願いいたします。各部長においては、マネジメント力を遺憾なく発揮し、本制度の積極的な活用をお願いするとともに、10月までに1件以上の制度利用をお願いできればと思います。

市長 続いて、報告事項3「令和6年4月1日以降の新型コロナワクチン接種について」を報告してください。

部長 4月1日以降、新型コロナワクチンは季節性インフルエンザと同様の「B類疾病の定期接種」として位置付けられ、接種は有料となります。65歳以上

の方等は、年1回、秋冬に「定期接種」として、市の一部助成を受けて接種を受けることができます。定期接種時の助成金額等の詳細については、他自治体と足並みを揃えながら、定期接種実施前までに決定していきます。また、64歳以下の方や定期接種期間以外での接種を希望する65歳以上の方等は、全額自費の「任意接種」として接種を受けることができます。任意接種時の金額については、国の試算では1回当たり15,300円となっています。

市長 国の試算での金額は決定ですか。

部長 国の試算による15,300円は目安であり、ワクチン本体の金額にプラスして技術料がかかりますが、技術料は医療機関によって異なります。

市長 続いて、報告事項4「おたふくかぜワクチン予防接種費用助成事業について」を報告してください。

部長 4月1日以降の接種を対象に、任意接種であるおたふくかぜワクチンの接種費用の一部を助成します。対象は1～2歳未満の市民です。接種単価は市内医療機関で一律5,700円となっており、それに対して2,700円を助成することで、自己負担額3,000円で接種を受けることができます。生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者は無料としています。

市長 続いて、報告事項5「狛江市及び東京ガス株式会社のゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定について」を報告してください。

部長 2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、東京ガス株式会社と「ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定」を締結しました。締結式は、3月28日に狛江市役所内において、市長及び東京ガス株式会社常務執行役員地域共創カンパニー長様出席の下で執り行いました。本協定では、脱炭素に資する7項目で相互に連携することとしており、①脱炭素の推進に向けた情報共有、知見蓄積、課題抽出及び施策検討に関すること、②太陽光発電設備、再生可能エネルギー電気の普及等、再生可能エネルギーの導入拡充に関すること、③公共施設等における低炭素エネルギーの調達に関すること、④脱炭素や食育等に関する情報発信、啓発活動及び環境教育に関すること、⑤市民、事業者の脱炭素型ライフスタイルへの転換促進に関すること、⑥脱炭素を通じた地域のレジリエンス強化に関すること、⑦その他ゼロカーボンシティの実現に資すると認められる事項に関することとしています。具体的な取組としては、東京ガスの脱炭素推進グループ内における「狛江市専属チーム」の設置、公共施設におけるカーボンニュートラルガス供給の検討、市民、事業者の行動変容を促進する取組等を実施する予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 第1条第2項に定期的に協議を行うとありますが、専属チームかと思いますが、市はどの部門が協議を進めていくのですか。

部 長 環境政策課が担当し、今後協議を進めていきます。現状でも東京ガスとは年4回程度の協議を行っており、引き続き環境政策課を窓口としてゼロカーボンシティに関する協議を行っていきます。

市 長 各部でも活用方法について、検討してください。続いて、報告事項6「令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会による評価結果について」を報告してください。

部 長 第三者評価は、狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する取組です。令和5年度の対象校は狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校でした。各学校の評価の観点については、資料左下のとおりです。令和5年度の学校訪問については、令和4年度同様、委員が直接学校を訪問し、校長と質疑応答を行い、評価の観点に沿った授業観察を行った上で、評価を行いました。資料の中ほど「5 総括」の(2)教育委員会の支援として、①研究成果の日常的活用、②コミュニティ・スクールにおける研究活動の取組の連続性、③教材研究や指導法についての積極的な情報提供、④指導主事から若手教員へのニーズに応じた的確な指導・助言、⑤タブレット端末活用による視力への影響に係る指導の5点について指摘がありました。

なお、令和5年度実施校には、評価結果を踏まえた令和6年度の学校経営計画を策定して学校経営の改善を図り、2年後の評価の際、推進されたことや改善点等が具体的に提示できるよう、指示しています。令和6年度については、狛江第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校の5校を対象に本評価委員会を実施予定です。

市 長 その他ありますか。

部 長 令和5年のラスパイレス指数についてです。令和5年4月1日を基準とした全国自治体のラスパイレス指数について、3月29日付けで総務省ホームページ上にて公表されたため、狛江市の指数及び順位をお知らせします。狛江市の令和5年のラスパイレス指数は、101.2となり、令和4年比2.4ポイント増となりました。全国の政令市・中核市を除く市町村順位が、指数が高い順で38位、東京都26市中の順位が、指数が高い順で2位となっています。本件については例年同様全議員に周知します。

市 長 都からのヒアリング等、指摘されることはありますか。

部 長 公式なものはありません。

市 長 他にありますか。

部 長           3月19日庁議における発言の訂正についてです。3月19日庁議の報告事項5「第3期狛江市教育振興基本計画（教育大綱）改定について」の報告を行った際に教育委員会協議会の位置付けについて、条例上設置できるとされており、正式な会議ではない、と説明を行いましたが、任意に設置した会議となります。また、資料に明記する必要があるのかという点については、教育委員会における合意形成の経過を示すために記載しました。また、正式な協議会であれば協議内容を情報公開すべきであるため整理をするようにと指示いただきましたが、実施結果として記録をしているため、求めに応じて公開を行う、と訂正します。

市 長           他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月9日午後1時00分から開催します。